



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

# 事業系食品ロス削減に向けた 農林水産省の取組について



農林水産省  
大臣官房新事業・食品産業部

# 事業系食品ロスの発生要因と対策の方向



- ✓ 食品ロスの発生要因としては、いわゆる3分の1ルール等の商慣習や消費者の賞味期限への理解不足など。
- ✓ 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が必要。

	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商慣習                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない</li> <li>・先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商慣習の見直し</li> </ul>
食品卸売業		
食品小売業		
	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の推進
	○消費者の賞味期限への理解不足	○フードバンクとの連携
		○消費者への啓発
外食産業	○消費者の食べ残し	○「食べきり」「持ち帰り」の促進

# 令和3年度の「全国一斉」商慣習見直し運動について

- ✓ 令和3年10月30日までに全国一斉で商慣習を見直すことを呼びかける運動を実施。
- ✓ 8月20日より募集を開始。10月29日（金）に結果を公表。  
（プレスリリース） <https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/210820.html>

食品事業者の皆さまへの周知に  
ご協力をお願いします！

## 取組内容

- (1) **令和3年10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし**、以下の取組を実施することを、業界団体等を通じて食品関連事業者に呼びかけ。  
※この呼びかけは任意のものであり、サプライチェーンにおける食品ロスの削減という本運動の趣旨に賛同する事業者の方に、自発的に取り組んでいただくものです。
  - (ア) **食品小売業者**  
推奨3品目（飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺。以下同じ。）及びその他の加工食品の**納品期限の緩和**
  - (イ) **食品製造業者**  
推奨3品目及びその他の加工食品の**賞味期限表示の大括り化**（年月表示、日まとめ表示）
- (2) 納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化に取り組む企業を募集し、**事業者名を公表（10月29日）**  
（今後取り組む予定の企業も公表対象）
- (3) 今回は、新たに、**自社の食品ロス削減やリサイクルの取組のPRが可能**。  
取組を掲載した**自社ウェブページのアドレス**、又は**指定のフォーマット（1枚）**を、**農林水産省のウェブページ**で掲載。

# 納品期限緩和に取り組む事業者（令和2年10月時点）

## 納品期限を緩和（または予定）している小売事業者（142事業者）



※うち、公表可能121事業者（赤字：今回新たに掲載する事業者）

### 【総合スーパー（GMS）】

イオン九州、イオンスーパーセンター、イオンストア九州、イオン東北、イオン北海道、イオンリテール、イオンリテールストア、イオン琉球、イズミ、イトーヨーカ堂、ダイエー、**フジ**、平和堂、ユニー 計14社

### 【コンビニエンスストア（CVS）】

国分グロサースチェーン、セイコーマート、セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ローソン 計8社

### 【生協】

CO-OPとやま、あいコープみやぎ、一宮生協、いばらきコープ、**大阪いずみ市民生協**、おおさかパルコープ、京都生協、コープぎふ、コープぐんま、コープこうべ、コープさっぽろ、コープながの、コープにいがた、コープみやざき、コープみらい、自然派くらぶ生協、全日本海員生協、**東海コープ事業連合**、東都生協、**とちぎコープ生協**、なのはな生協、ならコープ、パルシステム福島、福祉クラブ生協、生協ふちとまと、三井造船生協、生協ユーコープ、コープ九州事業連合 計28社

### 【食品スーパー（SM）】

アコレ、**アブアブ赤札堂**、アルビス、イオンビッグ、イオンマーケット、**ウオロク**、遠鉄ストア、大阪屋ショップ、**オーシャンシステム**、オータニ、小田急商事、カスミ、カノー、**かましん**、ぎゅーとら、光洋、**サニーマート**、サミット、**サンショウ**、**サンブラザ**、サンマート、山陽マルナカ、**新鮮マーケット**、スーパーナショナル、スズキヤ、セブンスター、タカヤナギ、**中央スーパー**、**天満屋ストア**、東急ストア、東武ストア、とりせん、**西鉄ストア**、西山寛商事、**原信ナルスオペレーションサービス**、**ハルタ**、バロー、福原、**フジマート四国**、フレスタ、豊月、マイヤ、マックスバリュ長野、マックスバリュ西日本、マックスバリュ北陸、マックスバリュ南東北、**マツモト**、マツヤスーパー、ママのセンター、**マルイ**、丸久、マルミヤストア、マルヤ、万惣、ヤオコー、**ヤマナカ**、ヨーク、ヨークベニマル、**横濱屋**、**与野フードセンター**、ライフコーポレーション、ラルズ 計62社

### 【ドラッグストア・薬局】

**イチワタ**、ウエルシア薬局、クスリのマルエ、ココカラファインヘルスケア、コメヤ薬局、サッポロドラッグストアー、下川薬局、太陽堂、ツルハ 計9社

### 【参考】取組事業者数の推移

令和2年 3月時点 : 108事業者（うち公表企業100社）

令和元年10月時点 : 102事業者（うち公表企業 94社）

平成31年 3月時点 : 39事業者（うち公表企業 39社）

# 賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者（令和2年10月時点）



賞味期限表示の大括り化に取り組んでいる（または予定している）製造事業者（156事業者）

※うち、公表可能107事業者（赤字：今回新たに掲載する事業者）

## 【清涼飲料】

アサヒ飲料、味の素AGF、伊藤園、大塚食品、大塚製菓、カゴメ、キンビバレッジ、サントリー食品インターナショナル、三和缶詰、ジャスティス、ガイドードリンク、日本コカ・コーラ、ポッカサッポロフード&ビバレッジ、明治  
計14社

## 【菓子】

芥川製菓、アサヒグループ食品、新野屋、岩塚製菓、江崎グリコ、越後製菓、オークラ製菓、大阪屋製菓、お菓子の日進堂、カバヤ食品、亀屋製菓、カルビー、クラシエフーズ、栗山米菓、サクマ製菓、さくら製菓、扇雀飴本舗、チロルチョコ・松尾製菓、でん六、ネスレ日本、ノーベル製菓、パイン、平松商店、不二家、フルタ製菓、ブルボン、北陸製菓、明治、名糖産業、森永製菓、ヤマザキビスケット、山芳製菓、有楽製菓、米屋、リキ・コーポレーション、龍角散、ロツテ 計37社

## 【風味調味料】

味の素、シマヤ、マルトモ、ヤマキ 計4社

## 【その他】

アイリスフーズ、アサヒグループ食品、旭松食品、味の素、味の素AGF、五十川、伊之助製麺、今津、ウーケ、尾張製粉、キューピー、極洋、くみあい食品工業、国分グループ本社、ゴールドパック、サッポロビール、サン海苔、三洋通商、椎茸井出商店、清水食品、白石興産、高木商店、竹本油脂、玉木製麺、通宝、津田商店、東洋ライス、永井海苔、ニコニコのり、日本コカ・コーラ、ハウス食品、はごろもフーズ、朋昆、ポッカサッポロフード&ビバレッジ、榎田屋食品、マルハニチロ北日本、万直商店、マルユウ、三菱食品、森永製菓、山形ライスファーム21（工房とかちや）、ヤマキ、山田養蜂場本社、米屋 計44社

## 【レトルト食品】

アサヒグループ食品、味の素、アーデン、江崎グリコ、エスビー食品、キューピー、サラダクラブ、サンハウス食品、清水食品、宝食品、津田商店、にしき食品、ハウス食品、はごろもフーズ、万直商店、明治、三菱食品、山形ライスファーム21（工房とかちや）、ヤマキ、米屋  
計20社

## 【調味料】

味の素、江崎グリコ、オタフクソース、神田味噌醤油醸造場、キッコーマン食品、サラダクラブ、七福醸造、渋谷商店、ときわや醤油、直源醤油、ハウス食品、ヘテパシフィック、ヤマキ、吉村醸造  
計14社

## 【冷凍食品】

かねます食品、釧路東水冷凍、三洋通商 計3社

（注）複数品目で取り組んでいる事業者があるため、合計は107に一致しない。

（参考）令和2年3月時点：120事業者（うち公表可能69事業者）

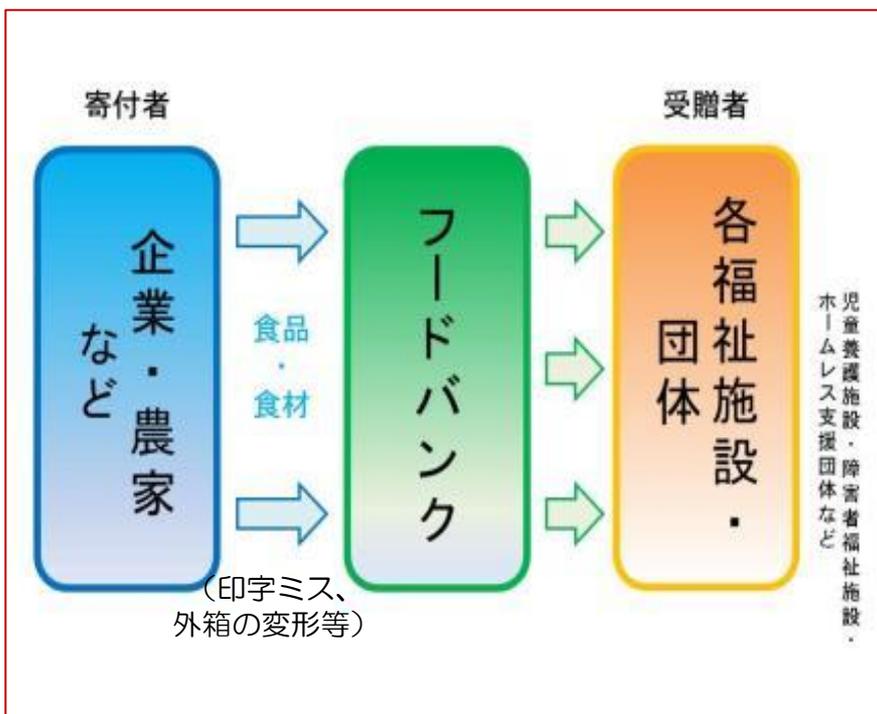


- 各事業者における食品ロスの発生要因の分析、対策の実施
- 地方や中堅・中小・小規模事業者における取組の促進
- 地域や業界でのまとまりをもった取組の推進  
(例) 物流センターを複数の小売業者が共有している場合、一部の小売業者が納品期限緩和をしても、物流センターが食品メーカーに求める入荷期限が1 / 3ルールのままの可能性も。
- 取引事業者間で、必ずしもウィンーウィンでない取組をどう進めるか  
(例) 小売から日配品メーカーへの発注について、前日発注から前々日発注へ切り替え
- 欠品を許容する意識の醸成  
(例) 過剰在庫がロスの一因である一方、事業者は欠品による機会損失を懸念
- 食品ロス削減に取り組む企業を、消費者が応援する機運醸成

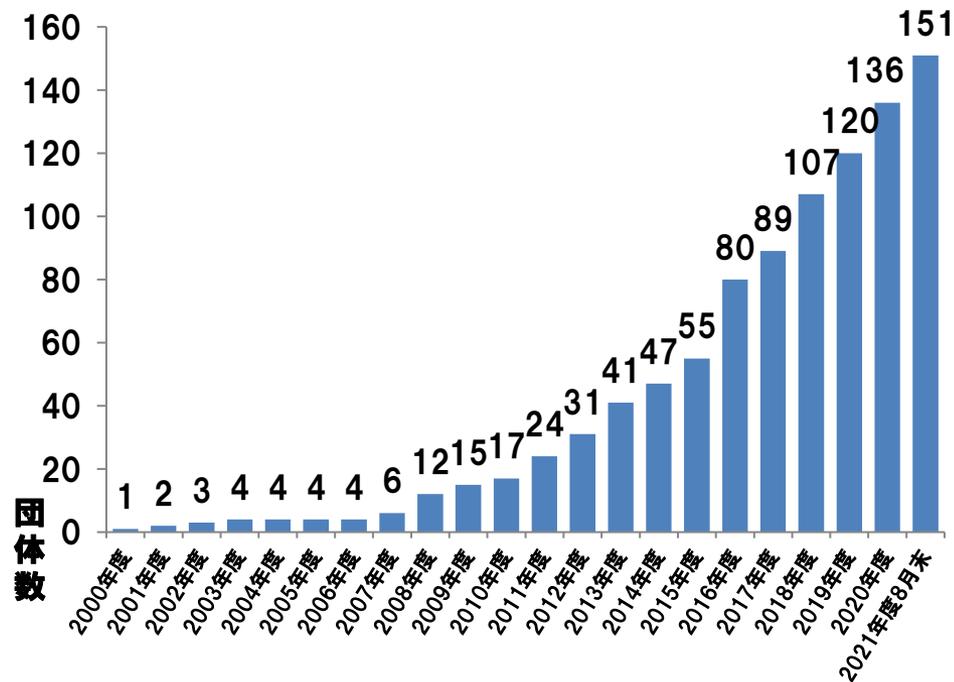
# フードバンク活動とは

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。  
(日本では北海道から沖縄まで151団体が活動)

## 概要図



## 国内のフードバンク団体数



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（令和元年度調査）等

# フードバンク情報交換会について

- ✓ 「食品ロス」の削減に向けて、「フードバンク活動」の周知・促進、フードバンクと食品関連事業者等との交流を目的とした情報交換会を開催。
- ✓ 情報交換会の中ではフードバンク活動団体の取組状況や、フードバンクに食品提供する事業者の取組事例等を紹介。また活動を推進していくための課題や改善策について意見交換を行っている。

## ●開催実績

年度	開催回数	場所
H28年度	8回	札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、福岡 (補助事業の一環として実施)
H29年度	7回	仙台、東京(2回開催)、名古屋、大阪、岡山、福岡 (補助事業の一環として実施)
H30年度	10回	札幌、仙台、埼玉、金沢、名古屋、大阪、岡山、高松、熊本、那覇 (各農政局において主催)
R元年度	7回	仙台、埼玉、新潟、名古屋、京都、岡山、石垣 (各農政局において主催) ※札幌、福岡は諸般の事情により中止
R2年度	5回	富山(2回開催)、名古屋、岡山、福岡 (各農政局において主催) ※他の地域においては新型コロナウイルスの影響により中止
R3年度	調整中	令和3年度後半に実施予定

## ●フードバンクと食品関連事業者とのマッチング実績

食品提供企業名	提供食品
株式会社山形屋商店	油麩(仙台麩®)
福島中央青果卸売(株)	野菜・果物類
農業生産法人(有)登米ライスサービス	米
株式会社一正蒲鉾	水産練製品
マルサンアイ(株)	味噌
井村屋(株)	冷凍肉まん
石井食品(株)京丹波工場	リゾット等
弓ヶ浜水産(株)	水産品

## <情報交換会の様子>



<対策のポイント>

食品産業から発生する食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減に繋がる商品（見切り品等）を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証を支援します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [令和12年度まで]）

<事業の内容>

食品ロス削減に繋がる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築に向けて、

- ① 食品関連事業者、消費者、フードバンクの連携による取組の具体化のための検討
- ② 店舗等での寄附金付きの商品の試験的販売を通じた実証に必要となる経費を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新たな仕組み構築に向けた具体化のための検討



(商品の例)

- ・ メーカーや小売店で発生する規格外品、見切り品
- ・ 宴会で、食べ残しを前提とせず、量を工夫して提供するメニュー

<対策のポイント>

今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届きやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要となっていることから、**フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援**します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

- フードバンクに対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援。

《対象経費》

食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる、

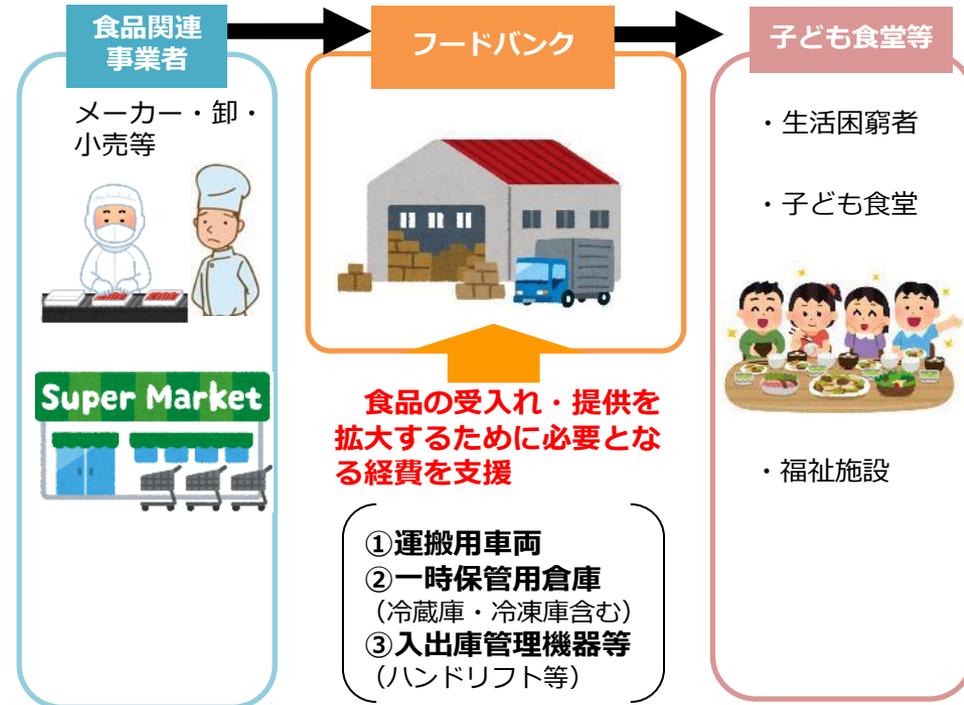
- ① 運搬用車両
- ② 一時保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫を含む。）
- ③ 入出庫管理機器等の賃借料

《補助率》 定額（補助上限額500万円）

《補助対象期間》 令和3年1月8日～12月31日

《要件》

- ・「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表）に基づく又は準じた食品の取扱いを行っていること。
- ・緊急事態宣言による影響を受けて、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図るため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。



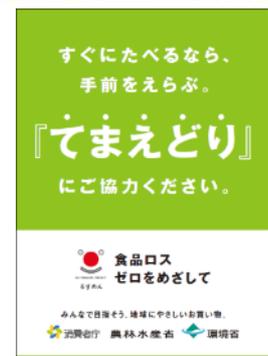
<事業の流れ>



# 消費者への啓発

- ✓ 小売事業者と消費者が連動した食品ロスの削減に向けた取組を後押しするため、食品小売事業者に対して、店舗にて、食品ロス削減のための啓発活動を行うことを呼びかけ。
- ✓ 令和3年10月の食品ロス削減月間に、普及啓発資材等を活用して消費者への啓発活動を実施する小売事業者及び外食事業者、事業者へ食品ロス削減の普及啓発を呼びかける地方自治体を10月29日まで募集。
- ✓ 10月15日時点の応募者、80事業者及び38自治体を中間公表。  
(令和3年10月20日プレスリリース：  
<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/211020.html>)

【啓発資材の例】



「てまえどり」も使えます！

【活用の例】



## 消費者啓発に取り組む小売・外食事業者

- ✓ 令和2年度10月に、ポスター等を活用して消費者啓発を行っている小売・外食事業者として、79事業者から応募。
- ✓ 啓発資材活用事業者の事例を事業者名一覧とともに公表。  
([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/gekkanshizai.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/gekkanshizai.html))

### 【北海道エリア】

イオン北海道株式会社 株式会社ラルズ 計2社

### 【東北エリア】

株式会社ホテルニューグランヴィア 株式会社マルト 株式会社リオン・ドールコーポレーション 計3社

### 【関東エリア】

とちぎコープ生活協同組合 株式会社かましん 生活協同組合コープぐんま 株式会社フレッセイ 株式会社島忠 手しごとや 咲くら 和幸 農林生協総合売店 株式会社ローソン 株式会社マルエツ 合同会社ファンタイム 株式会社イトーヨーカ堂 株式会社アブアブ赤札堂 生活協同組合ユークラブ 株式会社静鉄ストア 株式会社ヨーク株式会社Innovation Design 計17社

### 【九州・沖縄エリア】

株式会社八仙閣 農事組合法人福栄組合 株式会社ポールスター 株式会社西鉄プラザ 株式会社ホテルオークラ福岡 明治屋産業株式会社 エフコープ生活協同組合 株式会社Aコープ九州 イオン九州株式会社 生活協同組合ウラボープ 株式会社ゆめmart熊本 生活協同組合くまもと 株式会社トキハインダストリー 株式会社ホームインブルーメントひろせ 株式会社まつの 株式会社山形屋ストア 株式会社ローソン南九州 株式会社JAおきなわ Aコープ JAおきなわ ファーマーズマーケット 生活協同組合コープおきなわ 株式会社丸大 株式会社リウボウストア 株式会社野高商会（フレッシュプラザユニオン）金秀商事株式会社 株式会社サンエー イオン琉球株式会社 株式会社マルエイ 計27社

### 【北陸エリア】

株式会社原信 株式会社ナルス 株式会社ウオロク 清水商事株式会社 島屋株式会社 アルビス株式会社 とりのすけ金沢本店 中出精肉店 株式会社マルエー 株式会社はりまや 計10社

### 【中国四国エリア】

株式会社マルイ・株式会社サンインマルイ・株式会社米子マルイ 計1社

### 【東海エリア】

ユニー株式会社 株式会社中京クッキング スーパーサンシ株式会社 株式会社ぎゅーとら トヨタ生活協同組合 計5社

### 【近畿エリア】

株式会社平和堂 株式会社マツモト 大阪いずみ市民生活協同組合、大阪よどがわ市民生活協同組合、株式会社サンプラザ 株式会社マルヤス 生活協同組合コープこうべ 市民生活協同組合ならコープ 株式会社トーホーストア 計9社

### 【啓発資材使用例】



※事業者名は公表に同意のあった事業者



# 消費者への啓発に関する規定

食品ロス削減推進法に基づく基本方針 令和2年3月閣議決定（抜粋）

## Ⅱ 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

### 1 求められる役割と行動

#### 2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

#### （2）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

- ・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。

## <対策のポイント>

フードバンク活動等を通じた食品ロス削減の取組、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を支援します。

## <政策目標>

- 平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減〔2050年まで〕

## <事業の内容>

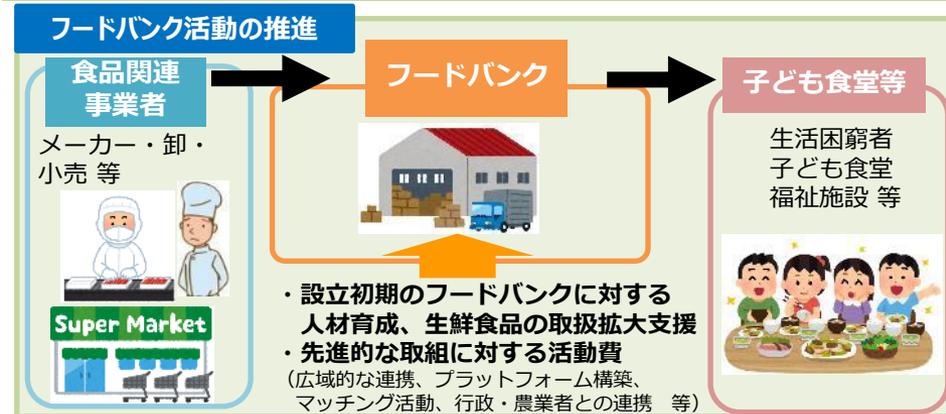
## <事業イメージ>

### 1. 食品ロス削減総合対策事業

170 (70) 百万円

- 食品ロス削減等推進事業
  - 商慣習の見直しに向けた検討・調査を支援します。
  - 食品ロス削減につながる商品（見切り品等）を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する仕組みの構築を支援します。
  - フードバンク活動におけるマッチングシステムの実証・構築を支援します。
  - フードバンク活動の推進のため、設立初期のフードバンク活動団体を対象に人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等を支援するとともに、フードバンクにおける広域的な連携等の先進的な取組を支援します。
  - 食品製造業における多様なロス発生要因の把握・分析と業務実態に応じた削減対策のための取組を支援します。
  - 食品ロス削減を含め、持続可能な食品産業の発展に向けた環境対策等に取り組む優良者の表彰を支援します。
- 食品ロス削減等調査委託事業
 

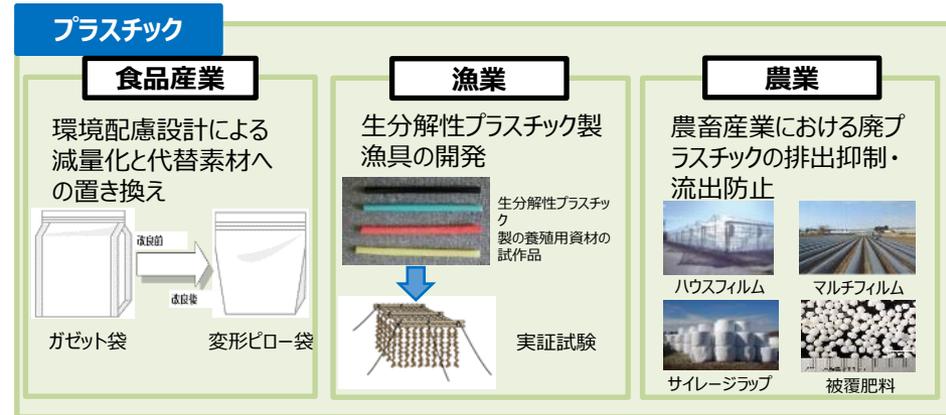
食品ロスの実態把握のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。



### 2. プラスチック資源循環の推進

53 (27) 百万円

環境配慮設計による減量化と代替素材への置き換えに向けた取組、使用済みPETボトルの新たなリサイクルモデルの構築、生分解性漁具の開発、農畜産業における廃プラスチック対策の推進、生分解性マルチの導入推進、肥料のプラスチック被膜殻の効果的な流出防止対策等の調査・検証を支援します。



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6738-6473）

# 食品ロス削減総合対策事業のうち フードバンク活動支援

【令和4年度予算概算要求額 115（19）百万円】

## <対策のポイント>

食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対して、スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援します。

## <事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

- ① 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組を支援します。
- ② 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。

#### 【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

- ・ 令和4年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないフードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）
- ・ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体等

※ 都道府県、市区町村、社会福祉協議会等も支援対象団体に含まれます

### 2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

広域連携等、先進的な取組を行うフードバンクに対して、その取組に必要な経費を支援します。

## <事業の流れ>



- ・ スタートアップ団体での食品衛生に係る研修会・検討会の開催（スタートアップ支援）
- ・ 食品の取扱量拡大に向けた一時保管用の倉庫や食品を運搬するための車両等の賃借（スタートアップ支援、先進的取組支援）
- ・ 食品受入・提供能力の強化に向けた関係機関との連携のための会議（先進的取組支援）



## <先進的な取組の例>

- ① 広域的な連携  
県域を跨いで、多くの企業から食品を受入れ、多くの施設等へ提供
- ② プラットフォームの構築  
企業から寄附の相談を一括して受け付け、各地のフードバンクの中から適した提供先を調整
- ③ マッチングに特化した活動  
食品の受入れ・保管を自らは行わず、食品の寄附を行う食品企業と、食料支援を求めている子ども食堂等とのマッチング
- ④ 企業・行政とのコーディネート  
企業や地方自治体とフードバンクとの連携強化により、継続的な食品受入れや、食料支援を必要とする者を適切に把握
- ⑤ 農業者との連携  
生産者団体と連携して、生産段階で発生する規格外の農産物等を受入れ

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6738-6473）